

# ヘリウムコンソーシアム (HeliCon-J) 規約

令和8年 月 日

## (設置目的)

第1条 ヘリウムコンソーシアム(英語名:Helium Consortium of Japan, 英語略称:HeliCon-J) (以下「コンソーシアム」という。)は、ヘリウムリサイクルに取り組むまたは関心を持つ者がコンソーシアムを形成し、各機関等におけるヘリウムリサイクルの取組、課題やヘリウムリサイクルに関する情報等の発信・共有によりネットワーク化を推進するとともに、それらの取組の全国的な波及及び機関等の連携強化を目的とする。

## (業務内容)

第2条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するために、次の業務を行う。

- (1) ヘリウム需要の調査実施及び調査結果の共有
- (2) ヘリウムリサイクル等に関する意見交換及び情報共有
- (3) ヘリウムリサイクル等に関するワークショップ開催
- (4) ヘリウムリサイクル並びにヘリウム使用に関する教材の作成及び人材育成
- (5) ヘリウムリサイクル波及に向けた取り組み

## (会員区分)

第3条 コンソーシアムの会員区分は、下記のとおりとする。

- (1) 機関会員 (大学、高等専門学校、国立研究開発法人、企業等)
- (2) 部門会員 (機関内の部門等)
- (3) 個人会員

## (入会要件)

第4条 コンソーシアムへの入会要件は、下記のいずれかに該当していることとする。

- (1) ヘリウムリサイクルに取り組んでいること。
- (2) ヘリウムリサイクルに関心を持っていること。
- (3) ヘリウムを使用していること。

## (入会の手続)

第5条 コンソーシアムに入会しようとする者は、所定の申込書に必要事項を記入の上、第8条に規定する共同代表に申込書を提出しなければならない。

2 入会は、共同代表の承認をもって成立するものとする。

(退会の手続)

第6条 退会しようとする会員は、共同代表に退会届を提出するものとする。

(除名の手続)

第7条 会員がコンソーシアムの名誉を毀損する行為を行ったときまたはその他除名すべき正当な事由があるときは、共同代表は当該会員を除名することができる。

(共同代表)

第8条 コンソーシアムに共同代表を2名以上置くものとする。

2 共同代表は、コンソーシアムを代表し、会務を総理する。

3 共同代表は第9条に規定するコンソーシアム会議において選出する。

4 コンソーシアム設立時は、前項にかかわらず、幹事機関が共同代表の候補者名簿を作成し、設立時のコンソーシアム会議の出席者の過半数の賛同を得て選任するものとする。

5 共同代表の任期は2年とし、再任を妨げない。

(コンソーシアム会議)

第9条 コンソーシアムに会議を置く。

2 コンソーシアム会議は、コンソーシアム会員によって構成する。

3 コンソーシアム会議は、原則として年1回開催する。ただし、共同代表が認めるときは必要に応じてコンソーシアム会議を開催することができる。

4 コンソーシアム会議は、情報共有・意見交換を行うほか、コンソーシアムの運営に関する事項について議決する。

5 コンソーシアム会議における会員の議決権は一機関一票とする。

6 コンソーシアム会議の議決は、出席した会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、共同代表がこれを決する。

(秘密保持)

第10条 会員は、コンソーシアムにおける業務及び活動を通じて知り得た未公表の研究内容、個人情報及びその他の非公開情報を第三者に開示または漏洩してはならず、コンソーシアムの目的遂行のためにのみ使用しなければならない。

2 会員がその資格を喪失した後も本条の規定は有効に存続するものとする。

(会費)

第11条 コンソーシアムの会費は無料とする。

(規約の制定等)

第12条 コンソーシアムの規約の制定、変更は、コンソーシアム会議に出席し

た会員の議決権の3分の2をもって決する。

(幹事機関)

第13条 コンソーシアムに幹事機関を置く。

2 幹事機関は、当面の間、岡山大学がこれに当たる。